委託契約書の締結は、お済みですか?







廃棄物処理委託契約書は、排出事業者が、 委託する内容を明記・作成し、委託する排 出事業者、委託される運搬業者・処分業者 ともに、処理終了後5年間保管の義務があ ります。

排出事業者が契約書を締結しないで、廃棄物を処理委託した場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金またはこれを併科されます。

ご注意ください。

※委託契約書がない場合は営業部へお問い合わせください。